

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

香川県知事 真 銅 武 紀

香川県規則第27号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(硫黄酸化物の排出基準) 第13条 略 $q = K \times 10^{-3} H e^2$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。 略 K 別表第6の中欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値 略 2 略</div>	(硫黄酸化物の排出基準) 第13条 条例第5条第1項の規定による硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。 $q = K \times 10^{-3} H e^2$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。 略 K 別表第6の中欄に掲げる地域ごとに同表の右欄に掲げる値 略 2 略</div>
(ばい煙量等の測定義務者等) 第19条 略 2 略 (1)～(3) 略 (4) 前3号の測定の結果は、ばい煙量等測定記録表（第5号様式）により記録し、その記録を3年間保存すること。	(ばい煙量等の測定義務者等) 第19条 略 2 条例第15条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 前各号の測定の結果は、ばい煙量等測定記録表（第5号様式）により記録し、その記録を3年間保存すること。
(緊急時等) 第20条 条例第16条の規則で定める場合は、別表第8の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて、当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。 2～5 略	(緊急時等) 第20条 条例第16条の規則で定める場合は、別表第8の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて、当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。 2～5 略

(粉じん発生施設の構造等に関する基準)

第22条 条例第20条の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第9の中欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(排水基準)

第23条 条例第24条第1項の排水基準は、汚水等有害物質による排出水の汚染の状態については別表第10の左欄に掲げる汚水等有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については別表第11の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(汚染の状況の調査)

第33条 条例第44条第2項及び第46条の規定による調査は、次の各号に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該各号に定める測定によるものとする。

(1) 第30条第6号から第11号まで、第14号、第16号から第18号まで及び第22号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。）土壌にあっては、土壌中の気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌ガス測定」という。）又は土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌溶出量測定」という。）。この場合において、土壌ガス測定において気体から特定有害物質の種類が検出されたときは、さらに土壌溶出量測定を行うこと。地下水にあっては、地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定

(2) 第30条第1号、第2号、第4号、第12号、第13号、第19号から第21号まで及び第23号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）土壌にあっては土壌溶出量測定及び土壌に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌含有量測定」という。）、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定

(3) 第30条第3号、第5号、第15号、第24号及び第25号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）土壌にあっては土壌溶出量測定、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定

(粉じん発生施設の構造等に関する基準)

第22条 条例第20条の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第9の中欄に掲げる施設ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(排水基準)

第23条 条例第24条第1項の排水基準は、汚水等有害物質による排出水の汚染の状態については別表第10の左欄に掲げる汚水等有害物質ごとに同表の右欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については別表第11の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

(汚染の状況の調査)

第33条 条例第44条第2項及び第46条の規定による調査は、次の各号に掲げる特定有害物質の区分に応じ、当該各号に定める測定によるものとする。

(1) 第30条第6号から第11号まで、第14号、第16号から第18号まで及び第22号に掲げる特定有害物質（以下「第一種特定有害物質」という。）

土壌にあっては、土壌中の気体に含まれる特定有害物質の量の測定（以下「土壌ガス測定」という。）又は土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量の測定（以下「土壌溶出量測定」という。）。この場合において、土壌ガス測定において特定有害物質が検出されたときは、さらに土壌溶出量測定を行うこと。地下水にあっては、地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

(2) 第30条第1号、第2号、第4号、第12号、第13号、第19号から第21号まで及び第23号に掲げる特定有害物質（以下「第二種特定有害物質」という。）土壌にあっては土壌溶出量測定及び土壌に含まれる特定有害物質の量の測定（以下「土壌含有量測定」という。）、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

(3) 第30条第3号、第5号、第15号、第24号及び第25号に掲げる特定有害物質（以下「第三種特定有害物質」という。）土壌にあっては土壌溶出量測定、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

- 2 土壤ガス測定の方法は、土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法（平成15年環境省告示第16号）に定める方法（以下「土壤ガス測定方法」という。）による。
- 3 土壤溶出量測定の方法は、土壤溶出量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第18号）に定める方法（以下「土壤溶出量測定方法」という。）による。
- 4 土壤含有量測定の方法は、土壤含有量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第19号）に定める方法（以下「土壤含有量測定方法」という。）による。
- 5 地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定の方法は、地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）に定める方法（以下「地下水測定方法」という。）による。

（土壤又は地下水の汚染に係る基準）

第34条 略

- (1) 土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量が別表第12の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件（以下「土壤溶出量基準」という。）に該当すること。
- (2) 土壤に含まれる特定有害物質の量が別表第13の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件（以下「土壤含有量基準」という。）に該当すること。
- (3) 地下水に含まれる特定有害物質の量が別表第14の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件（以下「地下水基準」という。）に該当すること。

（地下水の水質の浄化に係る措置の勧告）

第36条 略

- 2 条例第48条第1項又は第2項の必要な限度は、次の各号に掲げる地下水の利用等の状況の区分に応じて、当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において、地下水に含まれる特定有害物質の量については地下水基準に、地下水に含まれる油については別表第15の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準（以下「油浄化基準」という。）に適合することとする。ただし、条例第48条第1項から第3項までの規定による勧告を2以上の者に対して行う場合は、当該勧告に係る地下

- 2 土壤ガス測定の方法は、土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法（平成15年環境省告示第16号）に定める方法による。
- 3 土壤溶出量測定の方法は、土壤溶出量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第18号）に定める方法による。
- 4 土壤含有量測定の方法は、土壤含有量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第19号）に定める方法による。
- 5 地下水に含まれる特定有害物質の量の測定の方法は、地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）に定める方法による。

（土壤又は地下水の汚染に係る基準）

第34条 条例第47条及び第54条第1項から第3項までの規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量が別表第12の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件に該当すること。
- (2) 土壤に含まれる特定有害物質の量が別表第13の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件に該当すること。
- (3) 地下水に含まれる特定有害物質の量が別表第14の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件（以下「地下水基準」という。）に該当すること。

（地下水の水質の浄化に係る措置の勧告）

第36条 略

- 2 条例第48条第1項又は第2項の必要な限度は、次の各号に掲げる地下水の利用等の状況の区分に応じて、当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において、地下水に含まれる特定有害物質の量については地下水基準に、地下水に含まれる油については別表第15の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる基準（以下「油浄化基準」という。）に適合することとする。ただし、条例第48条第1項から第3項までの規定による勧告を2以上の者に対して行う場合は、当該勧告に係る地下水の測定点におい

水の測定点において地下水基準又は油浄化基準に適合することとなるよう
に、それらの者による特定有害物質又は油の地下への浸透が当該地下水の
汚染の原因となる場合の当該原因の程度に応じて定められる当該地下水に
含まれる特定有害物質又は油の量の削減目標を達成することとする。

(1)～(4) 略

(土壌汚染関係施設の廃止時の調査等)

第40条 条例第53条第1項の規定による調査（以下「土壌汚染調査」という。）
の対象となる特定有害物質の種類（以下「調査対象物質」という。）は、別表第16の中欄に掲げる土壌汚染関係施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定有害物質の種類とする。

2 土壌汚染調査は、次条から第45条の6までに定める方法により行うものとす
る。

3 略

(調査対象地の土壌汚染のおそれの把握)

第41条 略

2 略

(1) 当該土地が土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌（以下「基準不適合土壌」という。）が存在するおそれがないと認められる土地

(2) 当該土地が土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場において調査対象物質等の取扱いに係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる土地

(3) 略

(試料採取等の実施)

第43条 略

(1) 第一種特定有害物質 土壌中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌ガス調査」という。）

て地下水基準又は油浄化基準に適合することとなるよう、それらの者による特定有害物質又は油の地下への浸透が当該地下水の汚染の原因となる場合の当該原因の程度に応じて定められる当該地下水に含まれる特定有害物質又は油の量の削減目標を達成することとする。

(1)～(4) 略

(土壌汚染関係施設の廃止時の調査等)

第40条 条例第53条第1項の規定による調査（以下「土壌汚染調査」という。）
の対象となる特定有害物質（以下「調査対象物質」という。）は、別表第16の中欄に掲げる土壌汚染関係施設ごとに、同表の右欄に掲げる特定有害物質とする。

2 土壌汚染調査は、次条から第45条までに定める方法により行うものとす
る。

3 略

(調査対象地の土壌汚染のおそれの把握)

第41条 略

2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、調査対象地を調査対象物質ごとに次に掲げる区分に分類するものとする。

(1) 当該土地が土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、第34条第1号又は第2号の基準に適合しない汚染状態にある土壌（以下「汚染土壌」という。）が存在するおそれがないと認められる土地

(2) 当該土地が土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場において調査対象物質等の取扱いに係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地

(3) 略

(試料採取等の実施)

第43条 調査実施者は、前条第3項の規定により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壌について、次の各号に掲げる調査対象物質の区分に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。

(1) 第一種特定有害物質 土壌中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の量の測定（以下「土壌ガス調査」という。）

(2) 第二種特定有害物質 土壤の採取及び当該土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤溶出量調査」という。）並びに土壤の採取及び当該土壤に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤含有量調査」という。）

(3) 略

2 略

(1) 試料採取等区画の中心（第41条第1項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壤中の気体（当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあっては、地下水）を、土壤ガス測定方法により採取すること。

(2) 前号の規定により採取した気体又は地下水に含まれる調査対象物質の量を、気体にあっては土壤ガス測定方法、地下水にあっては地下水測定方法により測定すること。

3 略

(1) 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壤（地表から深さ10メートルまでにある土壤に限る。）を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ5センチメートルまでの土壤（以下「表層の土壤」という。）及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤を採取すること。

(2) 前号ただし書の規定により土壤を採取した場合にあっては、同号の規定により採取された表層の土壤及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤を、同じ重量混合すること。

(3) 前条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定により30メートル格子内にある2以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、当該2以上の単位区画に係る第1号の規定により採取された土壤（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壤）をそれぞれ同じ重量混合すること。

(4) 前3号の規定により採取され、又は混合された土壤に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、土壤溶出量測定方法により測定すること。

(2) 第二種特定有害物質 土壤の採取及び当該土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量の測定（以下「土壤溶出量調査」という。）並びに土壤の採取及び当該土壤に含まれる特定有害物質の量の測定（以下「土壤含有量調査」という。）

(3) 略

2 土壤ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 試料採取等区画の中心（第41条第1項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において汚染土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壤中の気体（当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあっては、地下水）を、第33条第2項に規定する方法により採取すること。

(2) 前号の規定により採取した気体又は地下水に含まれる調査対象物質の量を、気体にあっては第33条第2項に規定する方法、地下水にあっては同条第5項に規定する方法により測定すること。

3 土壤溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 試料採取地点の表層の土壤（地表から深さ5センチメートルまでの土壤をいう。以下同じ。）及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤を採取すること。

(2) 前号の規定により採取された表層の土壤と、深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤とを、同じ重量混合すること。

(3) 前条第3項第2号イ(ア)又は(イ)の規定により30メートル格子内にある2以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、当該2以上の単位区画に係る前号の規定により混合された土壤をそれぞれ同じ重量混合すること。

(4) 第2号（前号に規定する場合は、同号）の規定により混合された土壤に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第33条第3項に規定する方法により測定すること。

4 略

(1) 略

(2) 前号の規定により混合された土壤に含まれる調査対象物質の量を、
土壤含有量測定方法により測定すること。

5 略

(30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等)

第44条 調査実施者は、第42条第3項（同項第2号アに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壤ガス調査を行うものとする。

2 調査実施者は、第42条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画において、土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行うものとする。

3 略

(土壤ガス調査等の結果に伴う試料採取等)

第45条 調査実施者は、土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、気体又は地下水から調査対象物質が検出された試料採取地点を含む部分ごとに基準不適合土壤が存在するおそれが最も多いと認められる地点において、当該調査対象物質に係る試料採取等を行うものとする。

2 略

(1) 当該地点において、次の土壤（ア及びイにあっては、地表から深さ10メートルまでにある土壤に限る。）の採取を行うこと。

ア 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壤（当該汚染のおそれが生じ

4 土壤含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 前号の規定により混合された土壤に含まれる調査対象物質の量を、第33条第4項に規定する方法により測定すること。

5 略

(30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等)

第44条 調査実施者は、第42条第3項第2号アの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかったときは、当該30メートル格子内にある単位区画（単位区画すべての区域が第41条第2項第1号に掲げる土地に分類される場合を除く。）であって試料採取等区域でないものにおいて、土壤ガス調査を行うものとする。

2 調査実施者は、第42条第3項第2号イの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第34条第1号又は第2号の基準に適合しなかったときは、当該30メートル格子内にある一部対象区画において、土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行うものとする。

3 略

(土壤ガス調査等の結果に伴う試料採取等)

第45条 調査実施者は、土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、気体又は地下水から調査対象物質が検出された試料採取地点を含む部分ごとに汚染土壤が存在するおそれが最も多いと認められる地点において、当該調査対象物質に係る試料採取等を行うものとする。

2 前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該地点において、表層の土壤、深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤及び深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壤（深さ10メートル以内に帶水層の底面がある場合にあっては、当該底面より深い位置にあるものを除く。）の採取を行うこと。

た場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壤)

イ 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壤
(当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ50センチメートルの土壤)

ウ 深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壤 (地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壤及び地表から深さ10メートル以内に帶水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。)

エ 帶水層の底面の土壤 (地表から深さ10メートル以内に帶水層の底面がある場合に限る。)

(2) 前号の規定により採取されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、土壤溶出量測定方法により測定すること。

(試料採取等の結果の評価)

第45条の2 土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出され、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であって、前条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤ガス調査を行った試料採取等区画（同号の規定による測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準に適合するものであった場合における当該試料採取等区画の区域を除く。）の区域を、当該調査対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(1) 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。）
土壤溶出量基準

(2) 別表第16の2の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準（以下「第二溶出量基準」という。）に適合しなかったとき 第二溶出量基準

2 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（第42条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係るもの）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行った単位区画の区域を、当該調査対象物質につ

(2) 前号の規定により採取されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第33条第3項に規定する方法により測定すること。

いて当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(1) 土壤溶出量基準に適合しなかったとき (次号に掲げる場合を除く。)

土壤溶出量基準

(2) 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

(3) 土壤含有量基準に適合しなかったとき 土壤含有量基準

(調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略)

第45条の3 調査実施者は、調査対象地が調査対象物質について土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第3項の規定に基づき同法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定（以下「申請に基づく要措置区域等の指定」という。）を受けた場合は、第41条から第45条までの規定にかかわらず、これらの規定による調査対象地の土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次項において「調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等」という。）を行わないことができる。

2 前項の規定により調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、調査対象物質について第二溶出量基準に適合せず、かつ、当該調査対象物質に第二種特定有害物質が含まれる場合における当該第二種特定有害物質について土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例)

第45条の4 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第42条第3項、第43条第1項第1号、第2項及び第5項、第44条第1項及び第3項並びに第45条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次条において「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、第41条第2項第2号及び第3号に掲げる土地を含む単位区画の中心（同条第1項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点）において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

2 第45条第2項の規定は、前項の試料採取等について準用する。

3 第1項の規定により試料採取等を行った場合であって、前項において準用する第45条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当すると

きは、当該試料採取等の対象とされた単位区画（前項において準用する第45条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の第一種特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準に適合するものであった単位区画を除く。）の区域を、当該第一種特定有害物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(1) 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。）

土壤溶出量基準

(2) 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

（試料採取等を行う区画の選定等の省略）

第45条の5 調査実施者は、調査対象地が調査対象物質について申請に基づく要措置区域等の指定を受けた場合は、第42条第3項及び第43条から第45条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域（すべての区域が第41条第2項第1号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、調査対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

（試料採取等の省略）

第45条の6 調査実施者は、調査対象地が調査対象物質について申請に基づく要措置区域等の指定を受けた場合は、第43条から第45条までの規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該調査対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

(1) 土壌ガス調査において気体から調査対象物質が検出されていること、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しないものであること。

(2) 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないものであること。

(3) 第45条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しないものであること。

2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域

(次に掲げる単位区画及びすべての区域が第41条第2項第1号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。)を、当該調査対象物質について第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

- (1) 土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出されず、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合するものであった単位区画
- (2) 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（第42条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった単位区画
- (3) 第42条第3項（同項第2号アに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出されず、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画
- (4) 第42条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画
- (5) 第45条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合するものであった地点を含む単位区画

（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）

第46条 略

（汚染拡大防止計画の作成等）

第49条 略

2 条例第56条第1項の規定による提出は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日までに、汚染拡大防止計画書（第17号様式）により行わなければならない。ただし、第1号又は第2号に該当する者が当該期間内に当該提出を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該提出を行うべき者からの申請により、その期限を延長

（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）

第46条 略

（汚染拡大防止計画の作成等）

第49条 略

2 条例第56条第1項の規定による提出は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して60日以内に、汚染拡大防止計画書（第17号様式）により行わなければならない。ただし、当該期間内に当該提出を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該提出を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができ

することができる。

- (1) 条例第54条第1項又は第2項の規定による報告を行った者 当該報告を行った日から起算して60日を経過する日
- (2) 条例第55条の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日から起算して60日を経過する日
- (3) 条例第56条第1項の規定により提出をした汚染拡大防止計画を変更した者 変更した計画の措置を実施する日

(土壤の汚染の拡大の防止措置の方法)

第49条の2 前条第1項第3号の汚染の拡大の防止措置の方法のうち、土壤の汚染に係るものは、次の各号によるものとする。

- (1) 申請に基づく要措置区域等の指定を受けること。
- (2) 別表第16の3の中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める措置

2 別表第16の3の1の項に規定する地下水の水質の測定、同表2の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壤汚染の除去、同表3の項に規定する遮断工封じ込め、同表4の項に規定する不溶化、同表7の項に規定する舗装及び立入禁止、同表8の項に規定する土壤入換え並びに同表9の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第16の4に定めるところによる。

(汚染拡大防止措置の完了の報告)

第50条 略

別表第12（第34条関係）

略
備考 測定方法は、 <u>土壤溶出量測定方法</u> による。

別表第13（第34条関係）

略
備考 測定方法は、 <u>土壤含有量測定方法</u> による。

る。

- (1) 条例第54条第1項又は第2項の規定による報告を行った者 当該報告を行った日
- (2) 条例第55条の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日

(汚染拡大防止措置の完了の報告)

第50条 略

別表第12（第34条関係）

略
備考 測定方法は、 <u>土壤溶出量調査</u> に係る測定方法に定める方法による。

別表第13（第34条関係）

略
備考 測定方法は、 <u>土壤含有量調査</u> に係る測定方法に定める方法による。

別表第14（第34条関係）

略
備考 測定方法は、 <u>地下水測定方法</u> による。

別表第14（第34条関係）

略
備考 測定方法は、 <u>地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法</u> に定める方法による。

別表第16の次に次の3表を加える。

別表第16の2（第45条の2関係）

カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.3ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム1.5ミリグラム以下であること。
シマジン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。
シアノ化合物	検液1リットルにつきシアノ1ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.2ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.2ミリグラム以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.4ミリグラム以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.2ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.3ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
チウラム	検液1リットルにつき0.06ミリグラム以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき3ミリグラム以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.06ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.3ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.3ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.3ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素24ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素30ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
有機りん化合物	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。

備考 測定方法は、土壤溶出量測定方法による。

別表第16の3（第49条の2関係）

1	土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地	(1) 当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（以下「地下水の水質の測定」という。）。 (2) 2の項から6の項までの中欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の右欄に定める方法
2	土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第一種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地	(1) 基準不適合土壌のある区域の側面に、不透水層のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること（以下「原位置封じ込め」という。）。 (2) 基準不適合土壌を当該土地から掘削し、当該土地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと（以下「遮水工封じ込め」という。）。 (3) 当該土地に地下水汚染の拡大を防止するための構造物を設置すること（以下「地下水汚染の拡大の防止」という。）。 (4) 基準不適合土壌を当該土地から取り除き、又は基準不適合土壌の中の特定有害物質を取り除くこと（以下「土壌汚染の除去」という。）。
3	土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地	(1) 原位置封じ込め (2) 遮水工封じ込め (3) 基準不適合土壌を当該土地から掘削し、当該土地に必要な水密性及び耐久性を有する構造物を設置し、並びに当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと（以下「遮断工封じ込め」という。）。 (4) 地下水汚染の拡大の防止 (5) 土壌汚染の除去
4	土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	(1) 原位置封じ込め (2) 遮水工封じ込め (3) 基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更すること（以下「不溶化」という。）。 (4) 遮断工封じ込め (5) 地下水汚染の拡大の防止 (6) 土壌汚染の除去
5	土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地	(1) 遮断工封じ込め (2) 地下水汚染の拡大の防止 (3) 土壌汚染の除去
6	土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地	(1) 原位置封じ込め (2) 遮水工封じ込め

	下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	(3) 遮断工封じ込め (4) 地下水汚染の拡大の防止 (5) 土壌汚染の除去
7	土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であって土地の形質の変更が頻繁に行われることにより次項若しくは9の項に定める措置の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められるものに限る。）	(1) 土壌汚染の除去 (2) 舗装すること（以下「舗装」という。）。 (3) 人が立ち入ることができないようにすること（以下「立入禁止」という。）。
8	土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ50センチメートルまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であって、地表面を50センチメートル高くすることにより当該建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものに限り、前項に掲げる土地を除く。）	(1) 土壌を掘削して地表面を低くし、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌により覆うこと（以下「土壌入換え」という。）。 (2) 舗装 (3) 立入禁止 (4) 土壌汚染の除去
9	土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（前2項に掲げる土地を除く。）	(1) 土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌により覆うこと（以下「盛土」という。）。 (2) 舗装 (3) 立入禁止 (4) 土壌入換え (5) 土壌汚染の除去

別表第16の4（第49条の2関係）

1	地下水の水質の測定	ア 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初1年は4回以上、2年目から10年目までは1年に1回以上、11年目以降は2年に1回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、地下水測定方法により測定すること。 イ アによる測定の結果を知事に報告すること。
2	原位置封じ込め	ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。 ウ 基準不適合土壌のある範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある不透水層（厚さが5メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒100ナノメートル（岩盤にあっては、ルジオン値が1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）

		<p>であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。</p> <p>エ ウの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。</p> <p>オ エにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>カ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適當でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じエにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌（基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して基準不適合土壌以外の土壌としたものを除く。以下同じ。）により覆うこと。</p> <p>キ ウの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の当該範囲の周縁に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。</p> <p>ク ウの構造物により囲まれた範囲に1以上の観測井を設け、キの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
3	遮水工 封じ込め	<p>ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ アにより把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された基準不適合土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。</p> <p>ウ 当該土地に、不織布その他のものの表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部にイにより掘削された基準不適合土壌を埋め戻すこと。</p> <p>エ ウにより埋め戻された場所を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。</p> <p>オ エにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>カ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適當でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じエにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。</p> <p>キ ウにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。</p> <p>ク ウにより埋め戻された場所の内部に1以上の観測井を設け、キの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
4	地下水 汚染の 拡大の 防止	<p>(1) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>ア 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。</p> <p>イ アにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める基準に適合させること。</p> <p>(ア) 当該地下水を公共用水域に排出する場合 次に掲げる基準</p>

		<p>a 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第2の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表の下欄に掲げる許容限度（水質汚濁防止法第3条第3項の規定により排水基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと。</p> <p>b ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第2条第1項第2号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第2の下欄に掲げる許容限度を超えないこと。</p> <p>(イ) 当該地下水を下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除する場合 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準（下水道法第12条の2第3項の規定により同令第9条の5第1項各号に掲げる項目に関して水質の基準が定められた場合においては、当該水質の基準を含む。）</p> <p>ウ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定し、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを越えてはならない。</p> <p>エ ウによる測定の結果を知事に報告すること。</p> <p>(2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>ア 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準に適合させるために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。）を設置すること。</p> <p>イ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定し、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを越えてはならない。</p> <p>ウ イによる測定の結果を知事に報告すること。</p>
5	土壤汚染の除去	<p>(1) 基準不適合土壌の掘削による除去</p> <p>ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ アにより把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壌以外の土壌により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋める必要がない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、イにより土壌の埋戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に、土壌の埋戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。ただし、現に地下水汚染が生じていなければ土壤汚染の除去を行う場合にあっては、地下水汚染が生じていない状態を1回確認すること。</p>

		<p>(2) 原位置での浄化による除去</p> <p>ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ 土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法により、アにより把握された基準不適合土壌から特定有害物質を除去すること。</p> <p>ウ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、イの基準不適合土壌からの特定有害物質の除去を行った後、アにより把握された基準不適合土壌のある範囲に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。</p> <p>エ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、イの基準不適合土壌からの特定有害物質の除去を行った後、アにより把握された基準不適合土壌のある範囲について、100平方メートルにつき1地点の割合で深さ1メートルからアにより把握された基準不適合土壌のある深さまでの1メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を土壤含有量測定方法により測定し、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p>
6	遮断工 封じ込め	<p>ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ アにより把握された基準不適合土壌を掘削すること。</p> <p>ウ 当該土地に、基準不適合土壌の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。</p> <p>(ア) 一軸圧縮強度が1平方ミリメートルにつき25ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。</p> <p>(イ) 埋め戻す基準不適合土壌と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。</p> <p>(ウ) 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。</p> <p>エ ウにより設置した仕切設備の内部に、イにより掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと。</p> <p>オ エにより土壌の埋戻しを行った後、ウの開口部をウ(ア)から(ウ)までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。</p> <p>カ オにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>キ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適當でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じオにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。</p> <p>ク エにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。</p> <p>ケ エにより埋め戻された場所の内部に1以上の観測井を設け、クの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
7	不溶化	<p>(1) 原位置不溶化</p> <p>ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ アにより把握された基準不適合土壌を薬剤の注入その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。</p> <p>ウ イにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲について、100平方メートルごとに任意の地点において深さ1メートルからアにより把握された基準不適合土壌のある深さまでの1メートルごとの土壌を採取し、当該土壌について特定有害物質の量を</p>

		<p>土壌溶出量測定方法により測定し、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p> <p>エ イにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲について、当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第53条第1号に規定する飛散等をいう。以下同じ。）を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>オ イにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲にある地下水の下流側に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。</p> <p>(2) 不溶化埋戻し</p> <p>ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ アにより把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された基準不適合土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。</p> <p>ウ イにより性状の変更を行った土壌について、おおむね100立方メートルごとに5点から採取した土壌をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壌について特定有害物質の量を土壌溶出量測定方法により測定し、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。</p> <p>エ ウにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>オ ウにより埋め戻された場所にある地下水の下流側に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。</p>
8	舗装	<p>ア 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが3センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由によりこれらを用いることが困難であると認められる場合には、モルタルその他の土壌以外のものであって、容易に取り外すことができないもの（以下「モルタル等」という。））により覆うこと。</p> <p>イ アにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>
9	立入禁止	<p>ア 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。</p> <p>イ 当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>ウ アにより設けられた囲いの出入口（出入口がない場合にあっては、囲いの周囲のいずれかの場所）の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。</p>
10	土壌入換え	<p>(1) 区域外土壌入換え</p> <p>ア 当該土地の土壌を掘削し、イにより覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常の生活に著しい支障が生じないようにすること。</p> <p>イ 当該土地のうち地表から深さ50センチメートルまでに基準不適合土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の基準不適合土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いる</p>

		<p>ことが困難であると認められる場合には、モルタル等)により覆うこと。</p> <p>ウ イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>
	(2) 区域内土壤入換え	<p>ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ アにより把握された基準不適合土壤のある範囲において、アにより把握された基準不適合土壤及び地表から当該基準不適合土壤のある深さより50センチメートル以上深い深さまでの基準不適合土壤以外の土壤を掘削すること。</p> <p>ウ イにより掘削を行った場所にイにより掘削された基準不適合土壤を埋め戻すこと。</p> <p>エ ウにより埋め戻された場所について、まず、砂利その他の土壤以外のもので覆い、次に、イにより掘削された基準不適合土壤以外の土壤により覆うこと。</p> <p>オ エにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>
11	盛土	<p>ア 当該土地のうち基準不適合土壤のある範囲を、まず、砂利その他の土壤以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の基準不適合土壤以外の土壤(当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壤を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等)により覆うこと。</p> <p>イ アにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>

備考 地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、舗装、立入禁止、土壤入換え又は盛土を行うに当たっては、汚染土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>第13号様式（第46条関係）</p> <p>確 認 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>香川県知事殿</p> <p>申請者</p> <p>住所</p> <p>氏名 <small>〔法人にあっては、その〕 〔名称及び代表者氏名〕</small> ㊞</p> <p>香川県生活環境の保全に関する条例第53条第1項ただし書の確認を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px;">工場又は事業場の名称</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">工場又は事業場の敷地であった土地の所在地</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td colspan="2" style="padding: 5px; border-top: none;">使用が廃止された土壌汚染関係施設</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">施設の種類</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">施設の設置場所</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">廃止年月日</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td colspan="2" style="padding: 5px; border-top: none;">確認を受けようとする土地の場所</td></tr> <tr><td colspan="2" style="padding: 5px; border-top: none;">確認を受けようとする土地について 予定されている利用の方法</td></tr> </table> <p>備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。</p>	工場又は事業場の名称		工場又は事業場の敷地であった土地の所在地		使用が廃止された土壌汚染関係施設		施設の種類		施設の設置場所		廃止年月日		確認を受けようとする土地の場所		確認を受けようとする土地について 予定されている利用の方法		<p>第13号様式（第46条関係）</p> <p>確 認 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>香川県知事殿</p> <p>申請者</p> <p>住所</p> <p>氏名 <small>〔法人にあっては、その〕 〔名称及び代表者氏名〕</small> ㊞</p> <p>香川県生活環境の保全に関する条例第53条第1項ただし書の確認を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px;">工場又は事業場の名称</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">工場又は事業場の敷地であった土地の所在地</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td colspan="2" style="padding: 5px; border-top: none;">使用が廃止された土壌汚染関係施設</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">施設の種類</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">施設の設置場所</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">廃止年月日</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td colspan="2" style="padding: 5px; border-top: none;">確認を受けようとする土地の範囲</td></tr> <tr><td colspan="2" style="padding: 5px; border-top: none;">確認を受けようとする土地について 予定されている利用の方法</td></tr> </table> <p>備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。</p>	工場又は事業場の名称		工場又は事業場の敷地であった土地の所在地		使用が廃止された土壌汚染関係施設		施設の種類		施設の設置場所		廃止年月日		確認を受けようとする土地の範囲		確認を受けようとする土地について 予定されている利用の方法	
工場又は事業場の名称																																	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地																																	
使用が廃止された土壌汚染関係施設																																	
施設の種類																																	
施設の設置場所																																	
廃止年月日																																	
確認を受けようとする土地の場所																																	
確認を受けようとする土地について 予定されている利用の方法																																	
工場又は事業場の名称																																	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地																																	
使用が廃止された土壌汚染関係施設																																	
施設の種類																																	
施設の設置場所																																	
廃止年月日																																	
確認を受けようとする土地の範囲																																	
確認を受けようとする土地について 予定されている利用の方法																																	

第14号様式（第46条関係）

土地利用方法変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者氏名

印

土地の利用の方法を変更したいので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第46条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地

所 在 地	
確認を受けた年月日	

土地の利用の方法

利用方法を変更しようとする土地の場所	
土地の利用の変更予定年月日	
変 更 前	
変 更 後	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第14号様式（第46条関係）

土地利用方法変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者氏名

印

土地の利用の方法を変更したいので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第46条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地

所 在 地	
確認を受けた年月日	

土地の利用の方法

利用方法を変更しようとする土地の範囲	
土地の利用の変更予定年月日	
変 更 前	
変 更 後	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第15号様式（第46条関係）

土地所有者等の地位の承継届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名〔法人にあつては、その
名称及び代表者氏名〕

印

土地の所有者等の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第46条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地

所 在 地	
確認を受けた年月日	
承継した土地の場所	
承 継 の 年 月 日	
被承継者	
氏 名 又 は 名 称	
住 所 又 は 所 在 地	
承 継 の 原 因	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第15号様式（第46条関係）

土地所有者等の地位の承継届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名〔法人にあつては、その
名称及び代表者氏名〕

印

土地の所有者等の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第46条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地

所 在 地	
確認を受けた年月日	
承継した土地の範囲	
承 継 の 年 月 日	
被承継者	
氏 名 又 は 名 称	
住 所 又 は 所 在 地	
承 継 の 原 因	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第17号様式（第49条関係）

汚染拡大防止計画書

年　月　日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名〔法人にあっては、その
名称及び代表者氏名〕印

香川県生活環境の保全に関する条例第56条第1項の規定により、汚染の拡大を防止するための計画を作成したので、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
汚染の状況	
汚染の拡大の防止措置を行う区域	
汚染の拡大の防止措置の方法	<input type="checkbox"/> 土壌汚染対策法第14条第3項の規定に基づき同法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定を受ける。 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
汚染の拡大の防止措置の開始及び終了の予定時期	
汚染の拡大の防止措置の期間中の環境保全対策	
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。
 3 汚染の拡大の防止措置の方法の欄は、該当する□にレ印を記入すること。
 「その他」に該当する場合は、その内容を()内に記入すること。

第17号様式（第49条関係）

汚染拡大防止計画書

年　月　日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名〔法人にあっては、その
名称及び代表者氏名〕印

香川県生活環境の保全に関する条例第56条第1項の規定により、汚染の拡大を防止するための計画を作成したので、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
汚染の状況	
汚染の拡大の防止措置を行う区域	
汚染の拡大の防止措置の方法	
汚染の拡大の防止措置の開始及び終了の予定時期	
汚染の拡大の防止措置の期間中の環境保全対策	
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)
- 2 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1～3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務</td> <td>香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) <u>規則第85条の規定による受理書の交付</u> (2) <u>規則別表第16の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウの規定による報告の受理</u></td> </tr> <tr> <td>5・6 略</td> <td></td> </tr> </table>	1～3 略		4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) <u>規則第85条の規定による受理書の交付</u> (2) <u>規則別表第16の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウの規定による報告の受理</u>	5・6 略		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1～3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務</td> <td>香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）<u>第85条の規定による受理書の交付</u></td> </tr> <tr> <td>5・6 略</td> <td></td> </tr> </table>	1～3 略		4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号） <u>第85条の規定による受理書の交付</u>	5・6 略	
1～3 略													
4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) <u>規則第85条の規定による受理書の交付</u> (2) <u>規則別表第16の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウの規定による報告の受理</u>												
5・6 略													
1～3 略													
4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号） <u>第85条の規定による受理書の交付</u>												
5・6 略													

（香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第38号。以下「改正規則」という。）の一部を次のように改正する。

改正規則第2の表中第40条、第41条、第43条、第44条及び第45条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>（土壤汚染関係施設の廃止時の調査等）</p> <p>第41条 条例第56条第1項の規定による調査（以下「土壤汚染調査」という。）の対象となる特定有害物質の種類（以下「調査対象物質」という。）は、<u>別表第17</u>の中欄に掲げる土壤汚染関係施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定有害物質の種類とする。</p> <p>2 土壤汚染調査は、次条から<u>第46条の6</u>までに定める方法により行うものとする。</p> <p>3 条例<u>第56条第1項</u>の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に</p>	<p>（土壤汚染関係施設の廃止時の調査等）</p> <p>第40条 条例<u>第53条第1項</u>の規定による調査（以下「土壤汚染調査」という。）の対象となる特定有害物質の種類（以下「調査対象物質」という。）は、<u>別表第16</u>の中欄に掲げる土壤汚染関係施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定有害物質の種類とする。</p> <p>2 土壤汚染調査は、次条から<u>第45条の6</u>までに定める方法により行うものとする。</p> <p>3 条例<u>第53条第1項</u>の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に</p>

応じ、当該各号に定める日から起算して120日以内に、土壤汚染調査結果報告書（第12号様式）により行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該報告を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができる。

- (1) 当該土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者である場合（条例第56条第1項ただし書の確認（以下単に「確認」という。）を受けた場合を除く。）当該土壤汚染関係施設の使用が廃止された日
- (2) 条例第56条第2項の規定による通知を受けた者である場合（確認を受けた場合を除く。）当該通知を受けた日
- (3) 確認が第47条第5項の規定により取り消された場合 当該取消しの通知を受けた日

第42条・第43条 略

（試料採取等の実施）

第44条 略

2 略

- (1) 試料採取等区画の中心（第42条第1項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壤中の気体（当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあっては、地下水）を、土壤ガス測定方法により採取すること。

3～5 略

（30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等）

第45条 調査実施者は、第43条第3項（同項第2号アに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壤ガス調査を行うものとする。

- 2 調査実施者は、第43条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規

応じ、当該各号に定める日から起算して120日以内に、土壤汚染調査結果報告書（第12号様式）により行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該報告を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができる。

- (1) 当該土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者である場合（条例第53条第1項ただし書の確認（以下単に「確認」という。）を受けた場合を除く。）当該土壤汚染関係施設の使用が廃止された日
- (2) 条例第53条第2項の規定による通知を受けた者である場合（確認を受けた場合を除く。）当該通知を受けた日
- (3) 確認が第46条第5項の規定により取り消された場合 当該取消しの通知を受けた日

第41条・第42条 略

（試料採取等の実施）

第43条 略

2 土壤ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 試料採取等区画の中心（第41条第1項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壤中の気体（当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあっては、地下水）を、土壤ガス測定方法により採取すること。

3～5 略

（30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等）

第44条 調査実施者は、第42条第3項（同項第2号アに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壤ガス調査を行うものとする。

- 2 調査実施者は、第42条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規

定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画において、土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行うものとする。

3 略

第46条 略

改正規則第2の表中第45条の改正規定の次に次の5条の改正規定を加える。

定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画において、土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行うものとする。

3 略

第45条 略

改正後	改正前
<p>(試料採取等の結果の評価)</p> <p><u>第46条の2</u> 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>別表第17の2</u>の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準（以下「第二溶出量基準」という。）に適合しなかったとき 第二溶出量基準</p> <p>2 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（<u>第43条第3項</u>（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係るもの）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行った単位区画の区域を、当該調査対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(試料採取等の結果の評価)</p> <p><u>第45条の2</u> 土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出され、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であって、前条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤ガス調査を行った試料採取等区画（同号の規定による測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準に適合するものであった場合における当該試料採取等区画の区域を除く。）の区域を、当該調査対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>別表第16の2</u>の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準（以下「第二溶出量基準」という。）に適合しなかったとき 第二溶出量基準</p> <p>2 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（<u>第42条第3項</u>（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係るもの）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行った単位区画の区域を、当該調査対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略)

第46条の3 調査実施者は、調査対象地が調査対象物質について、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第3項の規定に基づき同法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定（以下「申請に基づく要措置区域等の指定」という。）を受けた場合は、第42条から第46条までの規定にかかわらず、これらの規定による調査対象地の土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次項において「調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等」という。）を行わないことができる。

2 略

(第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例)

第46条の4 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第43条第3項、第44条第1項第1号、第2項及び第5項、第45条第1項及び第3項並びに第46条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次条において「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、第42条第2項第2号及び第3号に掲げる土地を含む単位区画の中心（同条第1項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点）において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

2 第46条第2項の規定は、前項の試料採取等について準用する。

3 第1項の規定により試料採取等を行った場合であって、前項において準用する第46条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画（前項において準用する第46条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の第一種特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準に適合するものであった単位区画を除く。）の区域を、当該第一種特定有害物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(1)・(2) 略

(試料採取等を行う区画の選定等の省略)

第46条の5 調査実施者は、調査対象地が調査対象物質について申請に基づく要措置区域等の指定を受けた場合は、第43条第3項及び第44条から第46

(調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略)

第45条の3 調査実施者は、調査対象地が調査対象物質について土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第3項の規定に基づき同法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定（以下「申請に基づく要措置区域等の指定」という。）を受けた場合は、第41条から第45条までの規定にかかわらず、これらの規定による調査対象地の土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次項において「調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等」という。）を行わないことができる。

2 略

(第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例)

第45条の4 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第42条第3項、第43条第1項第1号、第2項及び第5項、第44条第1項及び第3項並びに第45条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次条において「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、第41条第2項第2号及び第3号に掲げる土地を含む単位区画の中心（同条第1項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点）において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

2 第45条第2項の規定は、前項の試料採取等について準用する。

3 第1項の規定により試料採取等を行った場合であって、前項において準用する第45条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画（前項において準用する第45条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の第一種特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準に適合するものであった単位区画を除く。）の区域を、当該第一種特定有害物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(1)・(2) 略

(試料採取等を行う区画の選定等の省略)

第45条の5 調査実施者は、調査対象地が調査対象物質について申請に基づく要措置区域等の指定を受けた場合は、第42条第3項及び第43条から第45

条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

- 2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域（すべての区域が第42条第2項第1号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、調査対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

（試料採取等の省略）

第46条の6 調査実施者は、調査対象地が調査対象物質について申請に基づく要措置区域等の指定を受けた場合は、第44条から第46条までの規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該調査対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

- (1)・(2) 略
(3) 第46条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しないものであること。
2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画及びすべての区域が第42条第2項第1号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該調査対象物質について第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
(1) 略
(2) 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（第43条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった単位区画
(3) 第43条第3項（同項第2号アに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出されず、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画
(4) 第43条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染

条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

- 2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域（すべての区域が第41条第2項第1号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、調査対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

（試料採取等の省略）

第45条の6 調査実施者は、調査対象地が調査対象物質について申請に基づく要措置区域等の指定を受けた場合は、第43条から第45条までの規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該調査対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

- (1)・(2) 略
(3) 第45条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しないものであること。
2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画及びすべての区域が第41条第2項第1号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該調査対象物質について第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
(1) 略
(2) 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（第42条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった単位区画
(3) 第42条第3項（同項第2号アに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出されず、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画
(4) 第42条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染

状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画

(5) 第46条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合するものであった地点を含む単位区画

状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画

(5) 第45条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合するものであった地点を含む単位区画

改正規則第2の表中第49条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(汚染拡大防止計画の作成等)</p> <p>第50条 条例<u>第59条第1項</u>に規定する汚染拡大防止計画は、次に掲げる事項について作成しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 条例<u>第59条第1項</u>の規定による提出は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日までに、汚染拡大防止計画書（第17号様式）により行わなければならない。ただし、第1号又は第2号に該当する者が当該期間内に当該提出を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該提出を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができる。</p> <p>(1) 条例<u>第57条第1項</u>又は第2項の規定による報告を行った者 当該報告を行った日から起算して60日を経過する日</p> <p>(2) 条例<u>第58条</u>の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日から起算して60日を経過する日</p> <p>(3) 条例<u>第59条第1項</u>の規定により提出をした汚染拡大防止計画を変更した者 変更した計画の措置を実施する日</p>	<p>(汚染拡大防止計画の作成等)</p> <p>第49条 条例<u>第56条第1項</u>に規定する汚染拡大防止計画は、次に掲げる事項について作成しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 条例<u>第56条第1項</u>の規定による提出は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日までに、汚染拡大防止計画書（第17号様式）により行わなければならない。ただし、第1号又は第2号に該当する者が当該期間内に当該提出を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該提出を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができる。</p> <p>(1) 条例<u>第54条第1項</u>又は第2項の規定による報告を行った者 当該報告を行った日から起算して60日を経過する日</p> <p>(2) 条例<u>第55条</u>の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日から起算して60日を経過する日</p> <p>(3) 条例<u>第56条第1項</u>の規定により提出をした汚染拡大防止計画を変更した者 変更した計画の措置を実施する日</p>

改正規則第2の表第49条の改正規定の次に次の1条の改正規定を加える。

改正後	改正前
<p>(土壤の汚染の拡大の防止措置の方法)</p> <p>第49条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 別表<u>第17の3</u>の中欄に掲げる土地に応じ、それぞれ同表の右欄に定</p>	<p>(土壤の汚染の拡大の防止措置の方法)</p> <p>第49条の2 前条第1項第3号の汚染の拡大の防止措置の方法のうち、土壤の汚染に係るものは、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 別表<u>第16の3</u>の中欄に掲げる土地に応じ、それぞれ同表の右欄に定</p>

める措置

2 別表第17の3の1の項に規定する地下水の水質の測定、同表2の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壤汚染の除去、同表3の項に規定する遮断工封じ込め、同表4の項に規定する不溶化、同表7の項に規定する舗装及び立入禁止、同表8の項に規定する土壤入換え並びに同表9の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第17の4に定めるところによる。

める措置

2 別表第16の3の1の項に規定する地下水の水質の測定、同表2の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壤汚染の除去、同表3の項に規定する遮断工封じ込め、同表4の項に規定する不溶化、同表7の項に規定する舗装及び立入禁止、同表8の項に規定する土壤入換え並びに同表9の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第16の4に定めるところによる。

改正規則第2の表別表第16の改正規定の次に次の3表の改正規定を加える。

改正後	改正前
別表第17の2（第46条の2関係） 略	別表第16の2（第45条の2関係） 略
別表第17の3（第50条の2関係） 略	別表第16の3（第49条の2関係） 略
別表第17の4（第50条の2関係） 略	別表第16の4（第49条の2関係） 略

改正規則附則第2項第2の表中別表第1の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前												
別表第1（第2条関係） <table border="1"><tr><td>1～3 略</td><td></td></tr><tr><td>4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務</td><td>香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第86条の規定による受理書の交付 (2) 規則別表第17の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウの規定による報告の受理</td></tr><tr><td>5・6 略</td><td></td></tr></table>	1～3 略		4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第86条の規定による受理書の交付 (2) 規則別表第17の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウの規定による報告の受理	5・6 略		別表第1（第2条関係） <table border="1"><tr><td>1～3 略</td><td></td></tr><tr><td>4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務</td><td>香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第85条の規定による受理書の交付 (2) 規則別表第16の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウの規定による報告の受理</td></tr><tr><td>5・6 略</td><td></td></tr></table>	1～3 略		4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第85条の規定による受理書の交付 (2) 規則別表第16の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウの規定による報告の受理	5・6 略	
1～3 略													
4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第86条の規定による受理書の交付 (2) 規則別表第17の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウの規定による報告の受理												
5・6 略													
1～3 略													
4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第85条の規定による受理書の交付 (2) 規則別表第16の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウの規定による報告の受理												
5・6 略													

